

# 樹木葬墓地の多様化とその意味と背景 そして共同墓の進展

榎村久子

## はじめに

樹木葬墓地は、一般的に墓標を石などで建てるのではなく、樹木を植えて墓標にし、個別で樹木を植えたり、シンボルとなる樹木を植えたりして、その地下に多くの骨壺を埋蔵する形式である。骨壺でなく、袋に入れた遺骨を直接土に埋蔵する場合などもあり、方法は様々である。また、山林もあれば、霊園の一角に設けられる場合もある。ただし、日本では山林でも「墓地」として許可された場所のみである。「樹木葬」墓地という言葉は、1991（平成11）年に一関市の祥雲寺が初めて創ったが、その後様々に展開し、近年では公営墓地や民営墓地と多くの場所で実施されているが、多様な形態がある。現在では、47都道府県別に全国の樹木葬墓地の一覧もネット上に上がっていて、2016（平成28）年には約200カ所あるといわれる。最初の祥雲寺の樹木葬墓地以降、現在までの多様な樹木葬、あるいはそれに類する墓地を見ながら、背景とその意味するところを探ってみる。

## 研究方法

樹木葬墓地、樹林墓地、樹木墓地などの名称が付けられた墓地の現地調査とヒアリングから、その設置の背景や理由、設置時期、規模、樹木の扱い、墓所の構造、遺骨の埋葬方法、経営主体、使用料等を見ながら、その意味と違いなど比較分析する。公営墓地と民営墓地（寺院墓地）、人口が集中する都市部とそれ以外の地域から選択して、祥雲寺（知勝院）樹木葬墓地、横浜市メモリアルグリーン樹木型墓地、東京都立小平霊園樹林墓地・樹木墓地、NPO 法人ス

ノードロップの金泉寺こもれびの里と妙光寺見晴らしの丘、常堅寺桜葬墓地、浦安市墓地公園樹林墓地、京都市深草墓園樹林墓地計画地を調査した。

## I 事例研究

### (1) 一関市祥雲寺（現在知勝院）樹木葬墓地（1991年）

「樹木葬墓地」という言葉が知られるようになった初めは岩手県一関市の祥雲寺が先駆けであり、合葬墓という共同化の流れとともに無形化の形として出現した。墓地の無形化は散骨が一つだが、いわゆる散骨ではない。墓石や区画のない無形の墓地である。遺骨を土中に直接埋蔵し、墓石の代わりに樹木を植えるので「樹木葬墓地」という名前が生まれた。散骨のように海などに撒き、墓地という土地がない無形の墓地ではない。「墓地、埋葬等に関する法律」による墓地である<sup>1)</sup>。

祥雲寺から車で約20分の里山がそれで、現在は樹木葬墓地（一関市萩荘字栃倉）は祥雲寺の別院とし、さらに宗教法人「知勝院」（千坂英俊住職）の管轄である。樹木葬と書かれた道に入ると、田んぼ、自然に戻った湿地、薪炭林の里山を思わせる風景が広がる。手入れがされていなかった樹林地を間伐し、明るくしたためリンドウやセンブリ、ニッコウキスゲなど林床に山野草が咲き始めたという。墓参のために間伐材を利用したパークが敷かれ、自然傾斜の歩道が造られている。ここが墓所なのか、説明されて始めて、小さな立て札に埋蔵された人の名前が書いてあることに気づく。花が手向けられた個所もある。気が付かなければ花の樹が美しい里山の風景としか見えない。（写真1）（写真2）

#### 樹木葬墓地の概要

当初、里山の面積約1haが墓域で、その土地に遺骨約1000体が埋葬できる。里山と変わらない樹林地に先を赤く塗られた杭がたくさん立っている。杭は遺骨を埋葬する候補地点で、墓地の契約者は希望の場所を選ぶ。その杭から半径1mが契約者の墓所になる。その地点に1mの深さの穴を掘り、遺骨を壺から出して埋め、土をかぶせる。



写真1 樹木葬墓地入り口（一関市・知勝院）



写真2 樹木葬墓地の中の墓標（一関市・知勝院）

墓標として植える樹木は、花をつけるこの地域に適した低木で、エゾアジサイ、サラサドウダン、ヤマツツジ、ツリバナ、ガマズミなどである。時間を経る間に樹木は成長し、周囲の樹林と同じように育ち、遺骨も土に返っていくという考えである<sup>2)</sup>。

同墓地の特徴は、環境管理費である。2012年当時、墓地使用料は50万円で、環境管理費として1口10万円を3口以上、また事務管理費として年間8,000円である。墓地内の環境整備として使用され、雑木林など周辺の自然を守るといふ、樹木葬墓地の趣旨を理解してもらふ必要からであるという。家族なら同じ墓所に入りたい人もいるため、その場合は2体目以降を埋葬するときは1体につき10万円を納める。

### 樹木葬墓地の形成の経過

なぜ、樹木葬墓地が生まれたのか、形成された経過や、現在の課題をみよう。もともと里山は地域の人々が生活の中で手入れすることで維持されてきた。それが放置されれば景観も植生も崩れていく。当時の祥雲寺住職の千坂峠峰氏が地域の生命の源である川を何とかしようと地域の活動を始める中で、樹木葬が着想された。また「北上川流域の歴史と文化を考える会」も立ち上げ、素晴らしいポテンシャルがあると信じている故郷をどのようにしたら全国的なものとしてアピールできるかが根本になっていたという。

しかし、現在は霊園内に樹木葬墓地が造られているが、当時は樹木葬墓地という形は、行政にとっても、地域住民にとっても初めてのことで、紆余曲折を経た。1999年（平成11）4,996㎡を宗教法人祥雲寺の墓地経営「樹木葬公園墓地」として申請し、一関市は岩手県の関係課と協議し、許可を出している。それ以後、面積を順次拡張し、現在は2万6,673㎡である。国土法、森林法は問題なかったが、埋葬者の個別墓所の位置が特定されること、墓地の隣接地との境界が明らかになることであった。埋葬位置の特定は基準木とその他2本で行い（現在は基準点）、境界はロープとアジサイの花で示した。

### 樹木葬賛同者と地域、墓地経営の注意点

墓地の希望者は、里山の環境保全に賛同する人たちで、東京、神奈川、千葉、埼玉など各県で首都圏からが大半である。家族形態から墓の継承者がいない人、子どもがいるが自然の中で眠りたい人、友人同士で一緒に共同で代表者が墓所を契約した人もいる。目的をはっきりさせるために「樹木葬墓地使用約款」が作られている。地域の人たちも見学に来るようになった。年1回合同慰霊祭をしている。この樹木葬メモリアルは、「墓地に眠る御霊を供養するとともに、遺族の方々が墓地周辺の環境を楽しめるように」と行われている。この時には地元の神楽や津軽三味線、農産物も持ち込まれ、古い民家を移築した知勝院会館は参詣者が利用する交流の場になる。

しかし、樹木葬墓地である里山の環境保全は課題もある。里山の自然は放置しても、手を加えすぎてもだめで、植生の遷移を止めるために適度の手を加える必要があることだ。そのため、墓石の場合より比較にならないほど資金と労力がかかることを覚悟しなければならない、と千坂前任職は指摘した。「専門家との付き合いで樹木とのかかわりは長期にわたることを覚悟することが必要とのゆるぎない方針が決まった。このことにより300年以上続く寺が保障する体制をいかに理解いただくかの実践が勝負となった」と言う<sup>3)</sup>。

家族構造の変化により、家族が限りなく一代に近づく現在<sup>4)</sup>、樹木という時間性と組織（寺）の時間性が保障する。つまり、組織（寺）の継続性が必要とな



る。

樹木葬の特徴は、墓地の継承者を必要とせず、個人との契約によることだ。祥雲寺別院知勝院として樹木葬墓地を運営してきたが、樹木葬の施設である知勝院本堂や同会館など樹木葬墓地の契約者だけが使用するため、祥雲寺とは明確に分離する必要があると考えた。そこで知勝院は樹木葬墓地契約者のものと位置付けて運営できるよう2006年（平成18）に宗教法人格を取得している。同年の檀信徒総会で事業計画を承認しているが、樹木葬の契約者全員を縛るものではなく、賛同する意思のある人だけが檀信徒として登録されるシステムである。

樹木葬墓地は「地域の素晴らしい自然を後世に残していくための墓地」という新しい葬送の形の提案だとしている。

## （2）横浜市メモリアルグリーン樹木墓地

自治体の公共の墓地で最初に樹木を取り入れたのは、2006（平成18）年横浜市メモリアルグリーン（横浜市戸塚区俣野町）の合葬式樹木型墓地である。（横浜市健康福祉局健康安全部環境施設課）

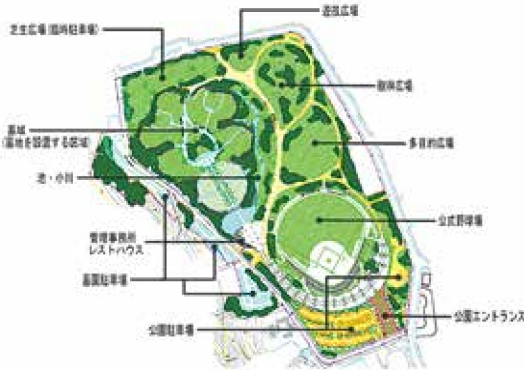


図1 横浜市メモリアルグリーン平面図

横浜市健康福祉局HPより

運動施設と樹林地を持つ俣野公園と隣接して墓域部分（納骨施設設置等区域）の23,426㎡がメモリアルグリーンである（図1）。従来の個別の芝生型墓地が中心であるが、図2のように芝生型ゾーンの3カ所に整備、少し塚上に土を盛り上げ樹木型墓地を造った。3カ所には真ん中にシンボル



図2 横浜市メモリアルグリーン 樹木型墓地の位置図  
横浜市メモリアルグリーンのHPから



写真3 横浜市メモリアルグリーン  
樹木墓地 (ケヤキ)



写真4 横浜市メモリアルグリーン  
樹木墓地 (ヒメシャラ)

ツリーが植えられ、芝生状で、低木や花も一部植えられている。3カ所のシンボルツリーはケヤキ、クス、シャラの群生である。(写真3) (写真4)

埋葬方法は、1㎡に骨壺1体を取蔵し、上を芝生で張り戻す。(図3)  
1カ所で1,000体取蔵でき、計3,000体が可能である。使用料は永年使用で14万

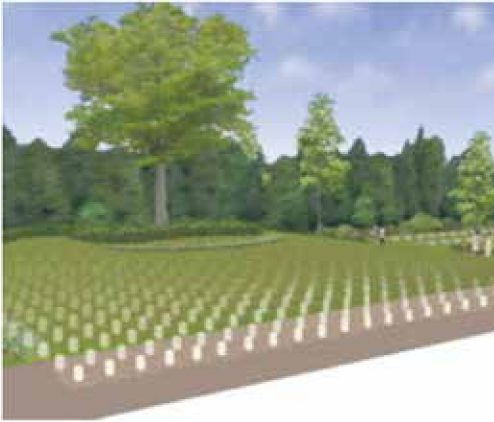


図3 横浜市メモリアルグリーン 樹木墓地の納骨形態  
横浜市健康福祉局HPより

円、管理料は永年使用で6万円  
で、計20万円である。納骨作業  
は管理者が行っている。共同墓  
であるので、芝生下にある個別  
の骨壺の納骨場所は分からず、  
塚の周囲の献花台に花が供えら  
れている。2006年に供用を開始  
したが、既に満杯になっている。

同墓地では、芝生型墓地は35  
cm×45cmの石材のプレートを置  
く個別型がある。7,500区画あ  
り、1区画に6体埋蔵でき、永

年使用は1区画90万円、30年使用で45万円、管理料は1年間8,000円である。  
石板には、ほとんど「〇〇家の墓」と彫刻されている。

樹木型の他に合葬式慰霊碑型がある。この慰霊碑型は地上部に大きな鏡のよ  
うな斜めに円盤状の板が置かれていて、手前に献花台がありそこから参拝する  
形式である。円盤状の慰霊碑の後ろの地下に納骨室があり、その中には棚が設  
けられていて骨壺を収蔵している。この1カ所で1万2,000体の収蔵ができる。  
使用料は30年間使用で1体6万円、管理料は30年使用で6万円である。30年間  
であるため、更新時期になると更新しない場合は、合同埋蔵室へ安置するとし  
ている。

墓域のメモリアルグリーンは埋葬施設の周辺は樹林があり、隣接する公園と  
一体的に整備され植栽も多く、周辺の住宅地から散策する人々もいる。

### さらに新墓地の整備

しかし、こうした同市の墓所の供給にも対応できず日野公園墓地に納骨堂を  
建設中である。高齢化に伴い亡くなる人も増加し、墓地の不足が予測されたか  
らである。2012年度に市民アンケートを実施し、2031年までの墓地必要数を推

計したところ、新たに約10万3,700区画の墓地が必要とされたからである。市営墓地を継続的に整備していく必要があるとして、同市日野公園墓地の端、洋光台駅から約1kmの所に整備する。「比較的小さな面積で多くの遺骨を納めることのできる納骨堂」は、敷地面積約3,736㎡、建築面積約1,146㎡、地上1階、地下1階、施設は機械搬送式納骨堂で6,500基、納骨棚2万體である。2018年に供用開始する予定である。

さらに（仮称）舞岡地区新墓園整備事業を計画している。

このように見てくると、急激な高齢化に伴って起きてくる墓地需要に、個別墓所では対応できず合葬式の樹木型墓地、納骨堂の整備によって市民へ墓所を供給していこうとしていることが分かる。

### （3）東京都小平霊園樹林墓地・樹木墓地

2008（平成20）年2月に東京都公園審議会答申「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」が出された。この答申の中の“新たな形式の墓所”として整備されたのが「樹林墓地」「樹木墓地」である。東京都立小平霊園（東京都東村山市萩山町）の一角に2012年3月に樹林墓地が完成した<sup>5)</sup>。



図4 東京都小平霊園 樹木墓地  
（右；樹林墓地 左；樹木墓地）

小平霊園は総面積65ha、総区画数4万区画、1948年（昭和23）に開園している。同霊園は西部新宿線小平駅すぐであり、小平市、東村山市、東久留米市にわたっている。8カ所の都立霊園の一つであり、樹木葬墓地は都立霊園で初めて造られた。

「樹林墓地」は、落葉樹林の下に共同埋蔵施設を設け、直接土に触れる形で、多くの遺骨を

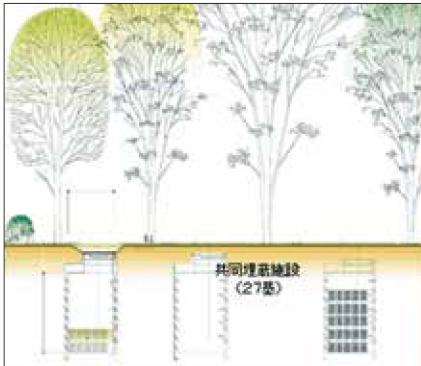


図5 樹林墓地の共同埋蔵施設断面図



写真5 東京都小平霊園内樹林墓地

一緒に埋蔵する。(図4)(図5)面積834㎡、埋蔵予定数は約1万700体、塚のような石で周囲を巻いた上には、樹木はコブシ、ヤマボウシ、ナツツバキ、ネムノキ、イロハモミジの約10本が植えられている。(写真5) 献花や焼香は墓所正面の献花台です。群植した樹々の間に、直径1.5m、深さ約2mの筒状の共同埋蔵施設が27カ所ある。

使用料は1回支払うだけで、遺骨は1体13万4,000円、粉状遺骨は1体4万4,000円である。粉状にすると、より多く納骨ができるからである。樹林墓地の2012年の初年度の申し込みは500体の募集に対して16.3倍で、翌2013(平成25)年度は1,600体に募集を増やしているが、平均9.9倍であった。東京都建設局「平成25年度都立霊園公募受付状況と公開抽選について」では小平霊園の「樹林型合葬埋蔵施設」で、遺骨申込区分、遺骨・生前申込区分、生前申込区分の3種類がある。この中で生前申込が最も多く、遺骨1体19.7倍1,692件、遺骨2体19.6倍で5,970体であった。生前2体が最も多い。粉状遺骨2体も4,194件と申込数も多い。夫婦かどうか不明であるが、約1万人の市民が樹林型を選択している。

これに隣接して、「樹木墓地」が訪問当時はまだ工事中であった。それは2014(平成26)年に完成している。

樹木墓地は、シンボルとなる樹木があり、その周辺に、遺骨を30年間個別に埋蔵した後に、共同埋蔵する。樹林墓地は合祀・合葬であり、樹木墓地は個別埋葬として、計画時に分けて考えられた。遺骨1体は18万4,000円で、2014年は300体募集している。

#### **墓地の供給と市民ニーズの背景**

同霊園にはいわゆる合葬墓の合葬型埋蔵施設（直接共同埋蔵）、1体6万円があり、横に氏名を彫刻する石の銘板もある。

墓地の供給側は、第一に小面積で多くの死者（遺骨）を受け入れることができる、第二に継承者がいない墓所の無縁改葬にかかる手間と経費をなくすることができる、などの利点がある。

樹林墓地の市民の申し込みが高い倍率になった背景を分析してみると、8点考えられる。①使用料・維持管理費が安い（安価）、②駅近くの利便性（立地）、③都立霊園という安心感（安心）、④土に還るという自然志向（志向）、⑤毎年の事務所による献花式（共同祭祀ともいえる）、⑥家族の多様化に対応（家族形態）、⑦個人や家族の墓の維持管理が不要（維持管理）、⑧生前予約ができる（生前）ことである。

使用料や維持管理費が安く埋蔵後の維持管理が不要であるという点は遺族に（本人が事前に決定している場合もあるが）、自然志向は本人に関わる事項である。樹木葬への関心の傾斜は、土に還る、死後は安らかに自然に還りたいという自然への志向、また家族形態が小規模になったため、単身化し、子どもがいても自分の死後の住処（墓所）を決め、家族に世話にならずに済む、という本人の選択が増えているためである。

#### **（４）一関市 日高見の郷 さくら墓園**

東北地方太平洋沖で2011（平成23）年3月11日M9.0の大地震が発生し、未曾有の東日本大震災が襲った。巨大な地震と津波は、東北の太平洋岸に住む人々に甚大な被害をもたらした。その震災の悲しみを復興の力にしたいと考え





写真6 日高見の郷 さくら葬樹木墓園  
(常堅寺提供)



写真7 日高見の郷 さくら葬樹木墓園

られた一つが、東北花の樹木墓園である。管理運営は曹洞宗の常堅寺（岩手県一関市川崎町門崎字館畑）である。JR 一関駅から東へ車で約25分、最寄駅は陸中門崎駅である。里の道から墓地に入る所に「維持管理不要な安心墓園 花の樹木葬 永代供養墓」と書かれている。石碑には、「日高見の郷 さくら葬墓園」（同市川崎町門崎字銚子）とある。墓域は銚子公葬墓地の奥にあり、これまでの従来形式の墓石が並んでおり、その奥にサクラを植樹した区域がある。（写真6）（写真7）

「花の樹木墓園」の花とは桜のことであり、多様な花ではない。犠牲者の数だけ、桜を植える鎮魂と復興の手合わせ桜プロジェクトは、桜葬がコンセプトとなり活動となったという。「亡くなった人を偲び桜を植樹することから、桜そのものが亡き人と重なる。子供を亡くした人には、子供の成長と同じように桜も成長しますので、桜が子供の姿と映るでしょう。……大切な人を偲び、さくらに生まれ変わってほしいという願いを込めて植樹します」<sup>6)</sup>とある。また、家を失って、この地を離れて生活している人がいるが、彼岸や盆になれば遠く離れていても墓参りに帰ってくるが、それはお墓が故郷のよりどころだか

らである。桜を見るたびに、亡き人を思い、先祖を思い、故郷を思い出す。地域のシンボルとして桜が供養の心へと導く、と住職は考えている。

墓園は奥羽山脈を遠望し、北上川が下にある丘陵地にある。桜を1本中央に植えた共同墓所と平板の墓石プレートのある芝生墓地がある。費用は樹木葬・桜葬タイプは1区画50cm×50cm（2人まで）で30万円。芝生墓地は1区画1.7m×1.7m（1家族）タイプで70万円で70区画ある。宗旨・宗派は問はない。墓園の芝生地には桜が所々植えられていて、丘陵の樹林地により周囲は自然を感じさせる。東日本大震災の鎮魂と復興を祈る桜の植樹活動「手あわせ桜の会」を主宰している。

#### （5）さいたま NPO 法人スノードロップの樹木葬墓地

埼玉県比企郡にある2つの樹木葬墓地は、NPO 法人スノードロップが運営している。

同 NPO 法人の事務所は、同県鶴ヶ島市にある。「樹木葬墓地 こもれびの里」は埼玉県比企郡嵐山町越畑の金泉寺の境内地にある。同墓地は埼玉県で初めての樹木葬墓地として手探りで始めた、という。「少子高齢化、未婚などが進む時代で、昔ながらの墓守を期待できない時代になってきました。自分らしく最後を締めくくりたいという意識が高まる中、お墓の選択肢が広がっています。人生の締めくくりは大いなる自然のもとにも還りたい、そんな思いにこた

えられるお墓の形が「樹木葬」です」とパンフレットに記されている<sup>7)</sup>。

金泉寺の本堂と横にある従来の墓石の墓地の隣接地に、石積みの低い塀に「樹木葬墓地こもれびの里」のプレートがあり、そこからが同法人が運営する。やはり低い石積みで少し高くした円形芝生地の集合墓があり、数か所の



写真 8 樹木葬墓地 こもれびの里 (金泉寺)

石板に納骨者の氏名が列記されている。芝生地の中にシンボルツリーが植えられている個所もある。芝生地で個別区画は見えないが、40cm×40cm使用人数が1人で35万円、2人で50万円。40cm×80cmで2人で70万円、ファミリー区画は3～6人で70万円に1人追加ごとに15万円が追加される。(写真8)

「with ペット区」では人間とペットが同じ区画で埋葬することができ、2人で70万円でペット一体は使用料は無料だが、埋葬料は1万円である。その他に納骨時の埋葬料と年会費が必要である。

同墓地は企画・運営は同 NPO 法人が行っていて、「こもれびの里」は同 NPO 法人の会員専用としており、墓地使用申し込みの時に会員になる必要がある。

金泉寺の境内は樹林地の里山の麓の状況で、樹木葬墓地といってもガーデニング風の集合墓の周囲が樹林地と考えられる。

「こもれびの里」の近くには同法人が運営する永代供養墓・共同墓の「陽だまりの碑」がある。「お墓を購入できない方や、独り身の方、納骨でお困りの方のための共同墓」と記されている。そのため、年6回の合同納骨では使用料は1体5万円で、合同納骨法要での読経料は同 NPO 法人が負担するとしている。

同法人が運営する「ハーブな樹木葬見晴らしの丘」は、比企郡鳩山町熊井の妙光寺の境内地にある。ここも、寺院の従来の墓地に隣接して「ハーブな丘見晴らしの丘」のサインのあるエリアが、同法人が運営する墓地である。(写真9)

同墓地の特徴は、芝生ではなくハーブを地被に敷き詰め、ハーブ敷地の中に四角の共同納骨のカロートがあること。周囲の石板にオプションで氏名と



写真9 ハーブな樹木葬 見晴らしの丘 (妙光寺)



写真10 ハーブな樹木葬 見晴らしの丘  
(妙光寺) (ペットと入れる墓地)

没年齢を彫刻できる。

「コナラ区」では30cm×30cmの1区画を使用人数が1人で25万円、2人で35万円、2区画を2人で45万円、2区画を3～4人では上記に1人ごとに10万円追加となっている。

また横に「樹木葬くすのき区」40cm×80cmというペットと一緒に埋葬されるエリアがある(写真10)。1区画2人で使用の場合70万円、3～6人の

場合70万円に1人ごとに15万円追加され、ペットは1匹2万5,000円である。

2人以上では粉骨にして和紙袋に入れて埋葬するため、粉骨料の1万2,000円が必要となる。

このくすのき区では、周囲の石板に埋葬された家族と同様にペットの名前が彫刻されていた。石碑の氏名を読んでいくうち、変わった名前を見つけたためにペットの名前であることが判明した。人間の名前とペットの名前が同じ石碑に彫刻されているのは珍しい。

また少し小高い所には「女性たちの共同墓 なでしこ」がある。「友達同士で利用したい、今ある墓に入りたくない、そんな思いに応えて女性だけで使用できる墓」と記されている。関東地方ではない遠方の生前予約者もいるという。「遺骨はゆうパックで送ることができる」とある。合同納骨で使用料は7万6,000円である。

同墓地もハーブの共同墓所の端にわずか樹が植えられているがガーデニング風で明るく、周辺や寺院の境内地の樹々が、樹木葬を連想させている。

## (6) 浦安市墓地公園 樹林墓地

浦安市の樹林墓地は、浦安市墓地公園(千葉県浦安市日の出)に2015(平成

27)年に開設された。同墓地は、JR京葉線新浦安駅、東京メトロ東西線浦安駅から2.5～5kmの地で、東京ディズニーランド近くにある。浦安市は東京都と隣接し、交通の便もよい。人口は1980(昭和55)年に人口増減率100%になり、それ以後低下しているが、2016年には16万6,500人、7万6,000世帯である。

同墓地公園は「ふるさと浦安」として心のよりどころとなる墓地を基本理念に、1992(平成4)年7月1日に開園。海を臨む4万坪の霊園である。市民の墓地需要に応じて段階的に整備することで、社会情勢の変化による新しいニーズに応え、長期に安定した墓所供給を進めようとしている。

同市では、1973(昭和48)年に「浦安町総合開発計画」に墓地整備の必要性が位置づけられ、1988(昭和63)年3月に墓地公園基本計画が策定。1991(平成3)年に墓地公園が開園、1995(平成7)年には納骨堂も開設されている。同墓地公園は敷地面積13万2954.73m<sup>2</sup>。この墓地の特徴は、1区画3m<sup>2</sup>の芝生墓所であるが、30年契約の有期限である点だ。また納骨堂は墓所の使用資格を満たすまでの一時的な1年契約としている。

このような中で、現在使用している第2区墓域が2015(平成27)年に整備が完了し、2017(平成29)年頃には供給が完了する見込みになっていた。次の整備の段階として最大面積となる第3区の整備を検討する時期になったが、当初の計画から既に20数年が過ぎ、当初の考え方では合わないことが予測された。つまり、少子・高齢化などの社会状況の変化により市民ニーズの多様化や将来人口が16万4000人に変更されたことなど、対応すべき問題が大きいことから、計画の見直しが必要になった。

そのため、2012(平成24)年に計画・設計の改定が検討され、2013(平成25)年10月に墓地公園運営審議会が設置され、専門家や市民の意見を求めた。審議会では永代供養や生前申し込み、樹木葬など新たな市民の要望が検討され、検討を重ねる中で、墓地公園全体の計画施設の配置、施設の整備計画数、樹林墓地永代使用料の設定、計画施設の概要、生前申し込みを行う施設と資格について審議され、答申を出している。





図6 浦安市墓地公園 第3区計画平面図

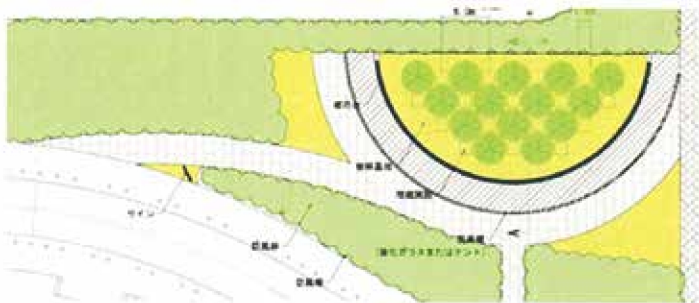


図7 浦安市 樹林墓地平面図

この答申により、第3区墓域計画が決まり、樹林墓地は第1と第2の2カ所に整備されることになった。現在整備されている第1樹林墓地は第1区と第2区の隣接地である。(図6)

### 樹林墓地の概要

浦安市墓地公園の樹林墓地の特徴は、全て初めから共同埋蔵施設に合葬する



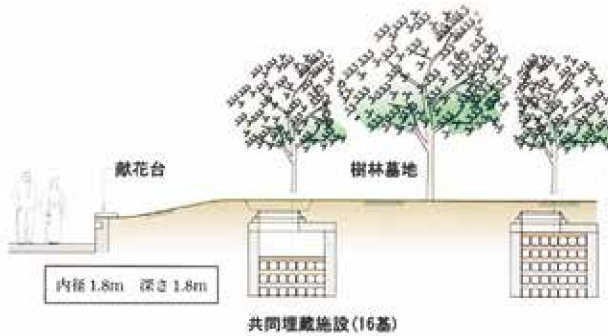


図8 樹林墓地断面イメージ図

方式である。

「樹林墓地とは、樹林をシンボルとした、共同埋蔵方式の墓地です。(図7) 遺骨は絹の袋に入れられ、土に直接触れるように埋蔵されますので、自然に還りたいと考える方や、また永代使用ですので、お墓を守る方がいない方や残された家族に負担をかけたくないと考える方に適しています」<sup>8)</sup>とある。

構造と規模は、コンクリートの底のない共同埋蔵施設(カロート)が16基あり、1基に約320体収容でき、この樹林墓地全体で約5,000体の遺骨を納めることができる(図8)。第1樹林墓地の整備面積は2,500㎡、墓域面積は450㎡で、平面図と断面図は図7と図8のとおりである。樹木は、海辺のため潮風に比較



写真11 浦安市墓地公園 樹林墓地 (当時建設中)



写真12 浦安市墓地公園 樹林墓地 (共同埋蔵施設) (当時建設中)

的強い、また季節感が感じられるような花木や紅葉する樹種が植えられている。クスノキ、スタジイ、タブノキ、オオシマザクラ、サルスベリ、ハナモモ、ナンキンハゼなど計39本。(写真11)(写真12)(図6,7,8は浦安市提供)

市民にとって関心が高い一つは、申し込み資格と使用料である。1体あたり12万円で管理費はなく永代使用。生前申し込みも可能で、申請者が65歳以上、浦安市に1年以上居住している、自己のために使用することが条件である。

2014(平成26)年度に生前柩の抽選を実施したところ、芝生墓地50墓所に対して299人が応募、樹林墓地「個人」と「ペア」100に対して個人柩に119人、ペア柩(夫婦2体)に216組の551人が応募した。抽選倍率は芝生5.98、樹林墓地は個人とペアを同じ倍率にして、個人は5.4、ペアは5.5で850人が150の柩に応募し、5～6倍であった。自分の眠る墓所を生前に確保したい意思が伺える。

## (7) 京都市深草墓園の樹林墓地の計画

京都市は当初から納骨堂だけの深草墓園(京都市伏見区深草石峰寺町)がある。「静かな深草の丘陵地に、納骨堂形式の“市民のお墓”として昭和37年に開設され、豊かな自然に満ち溢れたこの安住の地に、多くの先人たちが宗教宗派の別なく合祀されています」<sup>9)</sup>とある。納骨堂は中心に白い塔があり左右に楕円の回廊がある建築である。周囲の静かな環境を生かして市民のお墓、憩いの場として、従来の個々の墓地形式ではなく、納骨堂形式の深草墓園を設置することとし、1957(昭和32)年11月に墓地公園として都市計画決定し、1958(昭和33)年7月に開設されている。当時、レクリエーションを兼ねて家族揃ってお参りができるように、サクラやカエデなど四季を彩る樹木を配置、付属施設として児童遊園地も配置されている。都市計画の区域は周辺の宝塔寺山共葬墓地を含む3万1068㎡で、初めての市営墓地として計画された。

それから約60年が経過し、昨年2015年に園地の空地に従来の墓地区画を建設、同時に2016年度にこの深草墓園の一角に樹木葬墓地の区画整備の現地調査と設計の計画に入った。2017(平成29)年に工事に着手する予定である。樹木葬墓

地を計画するにあたって、毎年深草墓園納骨堂で春季と秋季に慰霊祭を行っており、2015年春季墓参者に樹木葬についてアンケート調査をしている<sup>10)</sup>。

樹木葬を利用したいか、について「利用したい・自分のために」は58.5%、「利用したい・親（尊属）のために」11.5%、「利用したい・配偶者のために」22.6%、「利用したい・子のために」16.3%、「利用したい・その他」5.8%であり、「自分のために利用したい」人は約6割ある。（複数回答）「利用は考えていない」人は26.5%と4分の1だけであり、現在深草墓園納骨堂を利用している人の4分の3が樹木葬を利用したいと考えている。

その理由を知ることが重要である。「墓地の管理で親族等に負担をかけたくない」57.9%と最も多く、「自然に還るといふ樹木葬の考え方に興味がある」57.1%。次いで「墓石が不要など、経済的負担が少ない」47.5%、「区画墓地では管理を任せる人がいない（いなくなる可能性がある）」は43.2%になっている。最も多いのは内容とは別に「市営の施設である」61.4%ことである。（複数回答）親族への負担、継承者の不在、経済的負担の問題と同じくらいに、自分の自然への志向性が見られる。

他市の合葬墓や樹木葬でも、自分が埋葬の責任を負っている場合はなおさら、生前予約の希望者が多い。望ましい申し込みの方法として、「自分の分を生前に予約できる方がいい」44.6%と最も多く、「親族が亡くなった時に申し込めればいい」39.6%、「家族（複数名）で生前に予約できるほうがいい」25.0%。自分の分の生前予約が5割弱で、自身の埋葬の安心を生前に得たい人が多いことが分かる。

樹木葬の形も多様化しているが、個別埋蔵か合葬の2方法ある。望ましい埋蔵方法として、「個人ごとに埋蔵」42.9%、「他人と一緒に合葬」47.1%で、同じくらいであるが、樹木葬を選択する段階で、合葬墓と位置付けられているのではないかと考えられる。個人ごとに埋蔵するを選択した人も、「お骨を布袋に包み埋蔵」52.5%、「お骨を粉状にし埋蔵（自然に還るのが早い）」が37.5%で、「骨壺に入れて埋蔵」は35.0%しかない。他人と一緒に合葬を選んだ人

も「お骨を粉状にして合葬」47.0%、「お骨を布袋に包み合葬」40.9%と同様で、「お骨をそのまま合葬」は17.4%しかいない。布袋か、粉状にして合葬するほうが良いと、考えられている。

また、墓標となる樹木の種類を聞いているが、圧倒的にサクラが多く26.0%で、その他はハナミズキ、クス、ウメ、モミジ、常緑樹も2.6%ある。樹木名は一般的によく知られた樹種が多いが、墓標の考え方をよく整理する必要がある。樹木には、長寿命で大木になるもの、比較的寿命が短く植え替える必要が出てくるもの、墓標は四季で状態が大きく変化する落葉樹でもいいか、一本でも存在感があるか、何本か植えるのか、など検討する必要があるだろう。樹種による特徴と管理方法、人々の自然への想いが合致する必要があるだろう。

## II どのような考え方や背景のもとに生まれたか？

樹木葬墓地、樹林墓地、樹木墓地などの名称が付けられた墓地の現地調査とヒアリングから、その設置の背景や理由、設置時期、規模、樹木の扱い、墓所の構造、遺骨の埋葬方法、経営主体、使用料等を見ながら、その意味と違いなど比較分析してみよう。

### 一関市・知勝院（元祥雲寺）「樹木葬」墓地

祥雲寺が始めた「樹木葬」墓地は、全国に広がりを見せ、現在では「樹木葬」という言葉が知られるようになった。同墓地は、一定地域の土地を樹木葬墓地として墓域にし、その樹林地の里山の環境保全を目的にしていた。樹林地を適切に間伐し、その樹林地の中に個別に遺骨を骨壺から出して埋葬し、1本の樹木を植える。樹木は石碑に代わる墓標である。樹木は長年を経過して、樹林地を形成していく。しかし、里山の自然は放置しても、手を加えすぎてもだめで、植生の遷移を止めるために適度に手を加える必要がある。そのため、資金と労力は、墓石だけの墓地より比較にならないほどかかることを覚悟しなければならない、という。

樹木葬墓地が知られるにつれ、同様の墓地を模倣しようとする人たちも現れる。それに対してこの樹木葬墓地は里山の自然をそのまま利用する点で支持されている。もちろん、家族形態から墓の継承者がいない人、子供がいるが自然の中で眠りたい人、友人同士と一緒に墓所を契約した人等である。

つまり、同寺の墓地は、墓標として樹木を植える、個別納骨である、一定規模の樹林地（里山）の中にある、賛同者による樹林地の保全活動、樹木葬メモリアルという共同祭祀がある、ということが特徴である。何よりも樹木葬墓地が地域の生態系を守り後世に伝えるという主旨にある点だ。

### 横浜市・メモリアルグリーン樹木墓地

次に現れたのは、横浜市が建設した「横浜市メモリアルグリーン」の中にある「合葬式樹木型墓地」である。メモリアルグリーンは墓園の全体計画の中で計画当初から樹木墓地が計画されたことで、公営墓地で最初に樹木を導入した。これは先に述べたように、樹木は合葬式墓地の中心にシンボルとして植えられた。遺骨は個別に骨壺ごと埋葬されている。

公営、シンボルとしての1本（又は群植）の樹木、合葬式、個別埋葬が特徴。1カ所1本のシンボルツリーの下芝生地に1,000体が納骨できるのは、自治体として人口規模が2016年10月で人口373万2,000人、166万世帯の東京都に次ぐ規模であり、埋葬空間の省スペースが求められたこともある。献花台で故人関係者が参拝する。

### 東京都立・小平霊園「樹林墓地」「樹木墓地」

公営墓地で次に開設されたのが、都立小平霊園内の「樹林墓地」と「樹木墓地」である。

これは、小平霊園の敷地境界に近い一角に建設され、樹林墓地と樹木墓地が空間的に半々になっているが、塚のように盛り上げた所に巻き石をした一体的な墓所である。後で造成された樹木墓地は個別の遺骨を埋蔵する形式であるが、

先に造成された樹林墓地はカロートに初めから合葬する形式で、個別と合葬の両方の形式を持つ。また、墓所の上部の盛り土部に、1本のシンボルツリーを植樹したのではなく、何本かの樹種を植えた形式である。

つまり、公営、個別納骨と合葬の両方、シンボルでもなく樹林でもない何本かの植樹、既設霊園の一角に造成されたことが特徴である。

### **浦安市営墓地公園の樹林墓地**

浦安市の樹木葬墓地は、墓地公園全体の次期計画の中で、運営会議の中で提案されたもので市民からの要望である。さらに墓地公園の一角に第一樹林墓地が造られたが、第二の樹林墓地は、広大な墓地公園の二期工事の中心的な役割、場所を担っている。また樹林を墓所のシンボルとして、初めから遺骨を袋に入れて合葬する形式である。故人の名前を記す所はなく、無名性である。公営、合葬形式、何本かの樹林がシンボルで、樹木葬墓地を囲むように植樹がされている、既存の墓地公園の一角である、市民からの要望であるところが特徴である。

### **「桜葬」墓地 各所の寺院墓地**

「桜葬」と呼ばれる墓地が近年全国の寺院墓地の各所で見られる。常堅寺の墓地の一つである「桜葬」もその一つで、桜葬ネットワークの会員として紹介されている。

「桜葬」は、桜の木の下に眠る自然志向の墓で、跡継ぎを必要としない。NPO法人エンディングセンター（井上治代理事長）が商標登録し、自然志向である、継承を前提としない、墓を超えた絆“墓友”、家族に代わって死後の葬儀や事務手続き等を担う、という支援を備えているのが特徴である。同法人の考え方を受け入れて造られ同法人事務所があるのが、東京都町田市にある「町田いずみ浄苑」と大阪府高槻市にある神峯山寺の一角にある。様々な形態が出現したことで、おかしなものを排除するために商標登録をしている、という。



## ガーデニング風墓地

ガーデニング風墓地の中では、個別納骨と合葬する形式の両方がある。個別でも合葬形式でも、墓所周辺の石碑に、故人の名前が記されている。しかし、樹木葬と呼んでいるが、墓所の中心にシンボルツリーはなく、端に植樹されている。ここではNPO法人の会員になることが前提（条件）になっていて、納骨する人たちはばらばらであるが、会員制である。

寺院・NPO法人営、個別納骨と合葬、シンボルツリーでもない、会員制で、記名性（選択）がある、という特徴がある。

## 樹木葬墓地の認知度と各主体のニーズ

このように「樹木葬」という名前を付けている墓地や、樹木や樹林という名前を付けている墓地は、近年多く見られるようになった。一関市の祥雲寺が1991年に「樹木葬」という言葉を使い始めた当時はなかなか認知されにくかったが、次第にその言葉が認知されるようになり、利用者や希望者が増えてきた。

一方、その形態、樹木・樹林の取り扱い、経営主体、遺骨の取り扱い、墓所の計画理念、利用者や希望者のニーズ、造られる場所、利用料、利用者の属性、利用者の範囲（圏域）、記名性と無名性、共同祭祀の有無、また「樹木葬墓地」「樹林墓地」「樹木墓地」、樹種をサクラに特化した「桜葬」など名称、等々が多様である。

## 樹木葬墓地の認知度 全国アンケート調査の結果と推移

樹木葬墓地は、このようにみると広く知られるようになり、その形も多様化し、利用者のニーズも高いように考えられる。終活ブームの中、年々樹木葬墓地の認知度が高くなっていると考えられるが、これまでのアンケート調査からその推移を見てみよう。

葬送と墓についてどのように意識が変化してきたか、全国の意識調査から樹木葬についてみよう。「死者と追悼をめぐる意識変化—葬送と墓についての総

合的研究」(科学研究費補助金・研究代表者東北大学大学院鈴木岩弓教授)では、2003(平成15)年と2011年に満20歳以上の男女2000人を対象に、全国調査を2回実施している。2011年調査では「樹木葬」に関心が高まっていたことから、「樹木葬」墓地は様々な形があり、概念も曖昧であるが、「樹木葬」について聞いた。(科学研究費補助金「わが国の葬送墓制の現代的变化に関する実証的研究」研究代表者・東北大学大学院鈴木岩弓教授)

その結果、「友人・家族・知人に利用者がいる」と答えた人はわずか1.5%であった。「知っているが、身近に利用者はいない」は41.2%。関心が高いと言われていたが、57.3%の人は「知らない」と答えていた。知っている人はまだ約半数であったが、樹木葬を「利用したい」という人は全体で25.3%と4分の1で、「利用したくない」人は74.7%であった。しかし、世代別にみると、若年になるほどやや高くなり、60～69歳でも24.7%、50～59歳で26.2%、40～49歳で27.8%あった。それから5年が経過し、京都市の樹木葬に関するアンケート調査や浦安市墓地公園の運営協議会の要望などからも、市民にかなり知られるところとなっている。

### 地域の寺院の住職の意見

樹木葬墓地は、寺院と民営墓地、公営墓地に見られる。寺院にも多く造られているが、寺院は樹木葬墓地をどのように考えているだろうか。岡山県の美作地域の寺院住職にお寺とお墓についてアンケート調査を2015年に実施した。その中で、これからのお寺や地域についての考えを聞いた問いがある。その項目の中で、「樹木葬墓地など樹木を墓石の代わりに考えてもよい」に対して、「そう思う」人は2人、「そう思わない」は18人、「分からない」は7人であった。山間地の寺院が多いので、地域性があるのか、分析しなければ分からない。ただ、「樹木は大きくなるから大変ではないか」という声が聞かれた。

### 都市部の自治体と市民の強い樹木葬墓地へのニーズ

しかし、都市部の自治体と市民は樹木葬墓地に対するニーズは強い。

自治体の墓地建設にあたって、市民ニーズの把握と、自治体の人口動態つま

り死亡者数がどのように増加していくかにより、公営墓地がどのように対応していくかが大きな課題である。そのため、横浜市、浦安市、京都市など自治体は、家族形態の変化により承継を必要としない墓や、市民の自然に還りたいというニーズと埋葬する空間的容量から、初めは遺骨の個別埋葬、そして次に初めからの合葬形式の樹木葬墓地へとたどったと考えられる。家族墓地、納骨堂、合葬（合祀）墓、樹木葬墓地、という流れにある。

民営・寺院の樹木葬墓地では、個別もあるが、合葬形式もある。

一関市の知勝院以外は、樹木、樹林という名前がついているものの、樹林地ではなく、シンボルとしての1本や群植の樹であったり、周囲の樹々であったりする。一定のスペースに多くの故人の遺骨を埋葬する。その点で、多くの樹木葬と呼ばれている墓地は、墓の共同化である無形の合葬墓といえる。樹木葬墓地は、多様化し、共同墓として進展してきた。

これは公営の樹木墓地も同じであり、横浜市は墓園の計画当初から「合葬式樹木型」と呼んでいる。

樹木葬を選択する市民は、自然に還りたい、という自然志向のニーズがあるが、それと同等に、継承者がいなくてもよい、というニーズや生前に自分が決めておきたい、という家族関係の変化に対応している。京都市の樹木葬アンケートに見られたように、自分のために利用したい（生前に予約したい）、墓地の管理に親族に負担をかけたくない、にその傾向が見られる。

先に述べた2回の全国調査で、「お墓を継ぐ人がいる」は71.3%と72.6%とほとんど変わっていないが、意識は変化している。「お墓を守っていくのは子孫の義務であるか」の問いに、87.7%から62.3%になり、子孫の義務だと考える人は8年間で大きく減っている。

つまり、お墓の継承者がいても、迷惑をかけたくない、自分で自分の遺骨の埋葬まで考えておく、というような現状と考えられる。

都市型共同墓所を成立させる要素は、個人単位、共同祭祀、死後の平等性だと述べた。

ばらばらな、多様な個人（故人）が同じ墓所で眠る形をそう呼んだ。樹木葬墓地を樹木をシンボルとした合葬墓・共同墓と捉えれば、個人単位、死後の平等性は該当するが、そこに共同祭祀がなければ、共同墓を成立させる“共同性”とは何だろうか。ただ、同じ場所に眠る、遺骨を埋葬する、という合葬墓は、もし、共同祭祀が無いのであれば、遺骨の捨て場になる可能性もあるだろう。

樹木葬墓地がどのような意図や思想のもとに創られたか、また日本の樹木葬や樹林墓地に類する墓地が見られる、スウェーデン森林墓地<sup>11)</sup>、イギリスの自然埋葬地<sup>12)</sup>、ドイツ・ベルリン市やノルウェー・オスロ市等のガーデニング風芝生墓地、フランスの樹木の根元への散骨、韓国の樹木葬<sup>13)</sup>などと、日本の現在の樹木葬、樹林・樹木墓地と比較分析をする必要があるが、それは今後の考察にしたい。

#### 参考文献

- 1) 榎村久子「墓・墓地の共同化、無形化、有期限化への動向と背景—合祀墓への過渡的形態と樹木葬墓地の事例研究から」『京都女子大学宗教文化研究所紀要』第18号、2005年 p. 239—p. 254
- 2) 知勝院『樹木葬通信』第20号、21号、2004年
- 3) 千坂崚峰『樹木葬和尚の自然再生』、地人書館、2010年 p. 128—p. 135
- 4) 榎村久子『お墓と家族』朱鷺書房、1996年 p. 204—p. 212
- 5) 榎村久子『お墓の社会学』晃洋書房 2013年 p. 104—p. 111
- 6) 井上治代・NPO法人エンディングセンター『桜葬—桜の下で眠りたい』三省堂、2012年
- 7) NPO法人スノードロップ「樹木葬墓地こもれびの里」「ハーブな樹木葬」パンフレット
- 8) 浦安市「浦安市墓地公園 樹林墓地視察資料」2015年
- 9) 京都市「深草墓園」パンフレット
- 10) 京都市「深草墓園 樹木葬墓地計画アンケート調査」2015年
- 11) 榎村久子「ノルウェーとスウェーデンにおける大都市の墓地の現状と変化への対応」『現代社会研究』vol. 8、p. 67—p. 81、2005年12月、京都女子大学現代社会学部

樹木葬墓地の多様化とその意味と背景そして共同墓の進展

- 12) 武田史朗『イギリス自然葬地とランドスケープ』昭和堂 2008年
- 13) 張萬石「葬儀行政と産業—現代韓国の葬儀の状況と変化」『変容する死の文化—東アジアの葬送と墓制』p. 159—p. 171、東京大学出版会、2014年

<キーワード>

樹木葬 樹木墓地 合葬墓 遺骨 墓地